

平成 24 年度

中京学院大学 経営学部

自 己 点 検 評 価 書



## 平成 24 年度自己点検評価報告書の刊行にあたって

平成 24 年度の自己点検評価報告書を作成しました。

過去の自己点検評価報告書を精査する限りにおいて、本学部は個々に散見される諸課題について、それら細かな改善努力が行われてきております。しかし、本学部は教学運営の根底の問題を見据え、核心的改善を図ることが最重要命題です。

学生を確保する、就職させる、等の縦割りの個別活動は、経営的側面において各々大事な事項ではあります。しかし、各々の成果だけに偏重し過ぎると「点」に対する一喜一憂、または手段の是非のみで年度が終始してしまいます。

本学にとっても、学生にとっても、核心的利益をもたらす根底の取組課題は、受益者たる学生への教育指導内容の是非であり、教育の質保証です。

これは最も難解で、最も知恵と労力を要する高度な解決課題ではありますが、愚直に、丁寧に、地道に作り上げなければならないものです。

平成 24 年度より、法令で定められ、実施を義務付けられている自己点検評価制度に基づき、従前陥りがちであった制度管理の観点ではなく、大学の基礎であるとともに大学組織の最底辺に位置する学生教育活性化の観点から点検・評価活動を機能させるようにしていきたいと思っております。

尚、日本高等教育評価機構による基準変更に基づき、昨年度までの本学部の自己点検評価の在り方を改善し、新基準のイメージを取り入れ、教育に係る内容を重点的に点検評価箇所として絞り込みを行いました。

私たちが教育による学生の質保証を念頭に、学生の入口から出口までの学部教育運営の流れの中で、何が根底の解決課題であり、どう対処して手立てを講じるのかを考えて実践していかねばなりません。

学長・学部長 大西 健夫



## 目 次

I. 評価機構の基準に準じた自己評価	
基準 1 学修と教授	P. 1
1 教育課程および教授方法	
2 学修及び授業の支援	
3 単位認定、卒業・修了認定等	
4 キャリアガイダンス	
5 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	
6 学生サービス	
7 教員の配置・職能開発等	
8 教育環境の整備	
基準 2 経営・管理	P. 34
1 経営の規律と誠実性	
2 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	
3 コミュニケーションとガバナンス	
4 業務執行体制の機能性	
II. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準 A 社会連携	P. 49
基準 B 教授法の開発	P. 52



## I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

### 1. 学修と教授

#### 1-1 教育課程及び教授方法

##### 《1-1の視点》

- ① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- ② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### 現状

##### ・教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学園の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」であり、これは本学のみならず学園内設置各校の共通の教育理念である。

学生に対しては、本学の建学の精神に対する認識を周知するため、新入学生に配布する「学生ハンドブック」に掲載しており、また学内のメイン校舎となる6号館表玄関をはじめとし、各校舎の教室に建学の精神を記入してあるプレートを掲示設置している。

また本学の建学の精神は、本学ホームページに掲載して学外に公開しており、「学生ハンドブック」にも建学の精神ならびに「学園の使命」も掲載し、学生に配布している。

さらに、平成23年度より本学部の新カリキュラムにおいて、「建学の精神」を必修科目として開講を行っており、初年次の学生全員が受講することとしている。

尚、中京学院大学学則第1章総則、第1節 目的及び点検評価、第1条において、大学の目的および経営学部教育研究上の目的について以下のとおり明文化しており、教育研究上の目的についてはホームページにも掲載している。

##### 【目的】学則 第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を、修得させるとともに、学部及び学科の専攻に係わる専門の学術を教授研究し、あわせて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

##### 【経営学部教育研究上の目的】学則 第1条の2に準じる

経営学に関する専門的知識及び実践的能力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格識見（学士力）を身に付けます。

##### （専門教育に関する目的）

経営学の学問体系の理解の基に、経営学分野及び隣接関連分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、組織体の運営や構造と機能に関する理解と経営の実践的能力を習得します。

### (学士力に関する目的)

人類の文化や社会と自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身に付けるとともに、課題を解決する能力を習得します。

中京学院大学学則第1章総則、第3節 教育課程、履修方法等、第25条1号において、設置学部教育の基本となる授業科目を定めており、本学部の教育課程はこの学則に基づいて構成している。

教育課程の科目分野は大きく三種類に分けて編成している。内訳は教養科目、キャリア科目、専門教育科目の三つである。

授業の形態は講義および演習形態を主としており、実技等の形態の科目もある。また、これらの併用により実施されている科目もある。

全授業科目については、それぞれについて科目担当教員がシラバスを作成しており、当科目ごとにシラバス記載必要事項である成績評価基準、事前事後学習の要領、授業内容に応じた必要事項・注意事項を記述している。

尚、シラバスの作成については、事務局学生支援部より開講予定科目を担当する全教員に対してとりまとめが行われ、WEB上に掲載し、学生が学内のPCで確認することが出来る。

また、シラバスは学校教育法施行規則「教育情報の公開」に則り、ホームページにも掲載して一般に公開している。

### ・教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学経営学部は、「教養科目」と「キャリア科目」と、経営学に関する専門教育を授けるための「専門教育科目」に大別して構成を行っているが、このうちの教養科目とキャリア科目の科目群について編成の在り方を検討し、「基礎学力向上プログラム」と称した教育体制の導入を開始した。

平成23年度の秋学期から試行をはじめ、初年次教育の本学独自の形態として体系化したプログラムであり、主に入学初年次から二年次に亘る期間に、学生の基礎学力の向上を目的としたものである。

導入の背景には、教育目的の達成のために、近年の本学部学生の教育上の課題解決が根底にある。

学生の学力レベルの低下傾向とともに、個々の学生の学力レベルの開き、さらに学生自身が主体的に授業に出席して聴講するといった学習姿勢と学習意欲の低下傾向や個人差も対策課題であった。

このような学生に対して、従来の集合講義形式の授業形態、すなわち担当教員が多数の学生に一方方向かつ一定レベル以上の講義内容を伝授する方式では、教員と学生ともに意思疎通が噛み合わず、双方における知識の授受に困難を極める状況に陥っていたからである。

よってこのような学部教育運営上の課題を解決していくために、学長を中心に教務委員会および専任教員が教育課程と設定科目内容を体系的に再検討し、本学学生の学力に合わせた教材を独自に開発したものが「基礎学力向上プログラム」である。

プログラムは原則として1年次と2年次学生に統一かつ均質な教育内容を展開している。

(このプログラムの詳細については、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価基準B教授法の開発」を参照願いたい)

本学部の専門教育においては、専門科目として経営学、経済学、会計学を必修の段階科目として設定している。その他必修科目は主にゼミ形式での授業展開が中心となっている。

これらの専門教育課程に基礎学力向上プログラムとキャリア教育を接続させていくことが引き続き課題となっている。

その他の科目は選択科目であり、学生は専門科目群の中から履修科目を選択して受講する。

本学部は単位制度の趣旨をふまえて、これら科目の単位認定を、方針と基準に則った手続きで実施している。

#### (1) 自己判定

「項目 1-1 を満たしている。」もしくは「項目 1-1 を満たしていない。」

項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

本学は教育目的を明確に定め、この目的を実現するため、教育課程編成・実施の方針も明確にし、それに基づき体系化している。

さらに昨年度秋学期よりまた本年度にかけて、本学独自の教養教育課程として「基礎学力向上プログラム」の開発と導入を組織的に行ってきた。

このプログラムについては学生の学修意欲と学力の向上を図れるよう、教育課程の内容を編成してきた。

本年度の導入状況としては、これまでの自己点検評価において、慢性的課題であった学生の学修姿勢に変化が見られてきていることである。

但し、基礎学力向上プログラムをはじめとする教育課程の体系化の整備は、引き続き平成 25 年度においても内容の検討と充実を図っていく計画である。

## 1-2 学修及び授業の支援

### 《1-2 の視点》

- ① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant ) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

### 現状

- ・教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant ) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### ＜学修支援および授業支援の現況＞

平成 24 年度より本学部の学修支援および授業支援に関しては、学長・学部長がリーダーシップを発揮し、学部長補佐が補佐としての役割を果たしながら、教務委員会や教授会等で調整を図り、運営している。

春学期のはじめには、新入一年次および進級年次ごとにオリエンテーションを実施し、大学生活や科目履修等の指導を行っている。

特に新入学 1 生に関しては、オリエンテーションの期間を二日間に亘って確保しており、学生に対して学生生活に係る規則、および大学の教育課程と履修登録等に関して詳細に伝達しており、大学生活を円滑にスタート出来ることを目的にし、念を入れた指導を行っている。

このオリエンテーションの企画運営は、事務局学生支援部が主体となって実施しており、平成 24 年度春学期新入学生オリエンテーションは以下の通り実施した。

また、同春学期については、在学している学生向けに在学生オリエンテーションも実施した。

### 平成 24 年度春学期 新入学生オリエンテーション

#### 4 月 5 日(木)

時 間	内 容	場 所
9:10 ～ 9:20	オープニング	631 教室
9:20 ～ 9:40	学部長あいさつ	
9:40 ～ 10:40	学生ハンドブック等資料配布・説明	
10:40 ～ 10:50	休憩	
10:50 ～ 11:20	交通安全ガイダンス	631 教室
11:20 ～ 11:40	図書メディアセンター説明	
11:40 ～ 12:40	昼食	

12:40 ~13:20	学籍簿記入	
13:20 ~14:00	目標設定ガイダンス・キャリアポイント制度説明	631 教室
14:00 ~14:10	休憩	
14:10 ~14:50	学生生活ガイダンス	

14:50 以降

時 間	経営 Aグループ [12UBBX0001~12UBBX0113]	経営 Bグループ [12UBBX0114~12UBBX0156]
14:50~15:40	日本学生支援機構 奨学金説明 [631 教室]	留学生生活説明・留学生アンケート [211 教室]

4月6日(金)

時 間	内 容	場 所
9:20 ~ 9:35	出欠確認、学生支援部長あいさつ	631 教室

9:40 以降

時 間	経営 Aグループ 12UBBX0001 ~ 12UBBX0056	経営 Bグループ 12UBBX0057 ~ 12UBBX0113	経営 Cグループ 12UBBX0114 ~ 12UBBX0156	経営 Dグループ 10UBBA0177 ~ 10UBBA0201
9:40 ~10:50	健康診断 [1号館]	適性検査 [631 教室]	コンピュータリテラ シ 履修登録(80分) [第2コンピュータ演習 室]	コンピュータリテラ シ 履修登録 [第1コンピュータ演習 室]
11:00~12:20	コンピュータリテラ シ 履修登録 [第2コンピュータ演習 室]	健康診断 [1号館]	適性検査 [631 教室]	
12:20 ~13:10	昼食			
13:10 ~14:30	適性検査 [631 教室]	コンピュータリテラ シ 履修登録 [2コンピュータ演習 室]	健康診断 [1号館]	

	2年次 631教室	3年次 特32教室	4年次 631教室
9:00			
9:10			
9:20	図書メディアセン (15min)	履修登録指導 キャリアポイント講 (40min) 鵜飼・林・中谷	
9:30	学生生活ガイドン (50min) 学生委員会 和田		
9:40	薬物(30min) 年金(10min) 奨学金(10min)	進路指導 ハローワーク (30min) 立花・吉川	
9:50			
10:00			
10:10			
10:20			
10:30			
10:40	履修登録指導 キャリアポイント講 (40min) 鵜飼・林・中谷	図書メディアセン (15min)	
10:50		学生生活ガイドン (50min) 学生委員会	
11:00		薬物(30min) 年金(10min) 奨学金(10min)	
11:10	留学生 学生生活説明 (30min)		
11:20			
11:30		留学生 学生生活講 (30min)	
11:40			
11:50			
12:00			
12:10			
12:20		専門テーマゼミの振 鵜飼(30min)	
12:30			
12:40			
12:50			
13:00			
13:10			
13:20			
13:30			
13:40		図書メディアセン (15min)	
13:50		進路指導 ハローワーク (30min) 立花・和田	
14:00		学生生活ガイドン (50min) 学生委員会	
14:10		薬物(30min) 年金(10min) 奨学金(10min)	
14:20			
14:30			
14:40		履修登録指導 キャリアポイント講 (40min) 鵜飼・林・中谷	
14:50			
15:00			
15:10			
15:20			
15:30		留学生 学生生活説明 (30min)	
15:40			

オリエンテーションは、春学期に限らず、秋学期の初めにも実施しており、3年次、4年次を対象として就職状況や就職活動に関する情報を解説するなど、進路支援を行うようにしている。

職員主体のオリエンテーション後、学生は履修登録を経て履修科目を受講する。

授業の展開に伴う学修指導に関しては、各科目担当教員により学生の学修状況に応じて個々に指導を行っている。

本学部は、平成22年度、当時短期大学キャンパスであった瑞浪市に看護学部の開設がなされるまで、中津川市内のキャンパスに設置された経営学部単科大学であった経緯により、同キャンパスを占有地としている。

全学年総定員数640人の学部であり、人的にも物理的にも小規模の大学および学部であるため、初年次段階から教員と学生との距離感が心理的、物理的に近く、相互に密接に関わることのできる環境にある。

従前より、その小規模ゆえのメリットを生かして学生を支援する風土が備わっている。

よって教員と職員間の意思疎通も良く、学生情報も相互伝達される。

本学部では先に述べた「基礎学力向上プログラム」(このプログラムの詳細については、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価基準B教授法の開発」を参照)の本格的導入を行い、学力向上に向けた学修支援体制を整えつつある。

このプログラムの科目は全て必修としており、学生は大学入学前の基礎的一般教養の再復習を体系的に行うこととなる。

このプログラムの展開のため、基礎学力向上プログラム準備室を設置し、各科目教材を一元管理し、その教材等の事務管理は事務職員が行い、教職員が協働して取り組むこととしている。

本学部では中途退学者の減少、ひいては留年者を減少させるために、必修科目を中心に教員と事務職員が連携して、出席調査の実施を開始しており、学生の学修取組姿勢をチェック出来る体制づくりに努めている。

この出席調査の結果等により、欠席が多い学生に対して、職員の注意連絡のみならず、事務局より教員へ共有化され、教員および学長らが面談を行う等の協働体制で、実施を行った。

また、これまで毎年、保護者会を日本各地で開催していたが、この保護者会において、学生が留年や中途退学に陥らないよう、本年度から保護者に伝える学生情報を大幅に増やすことで、保護者の学生への関わり、および大学との協力体制について依頼と啓蒙を行うことを開始した。

本学部ではオフィスアワーを実施して教員が授業に関する相談を行っている。

シラバスにオフィスアワーについて記載出来る項目があり、それによってオフィスアワーの曜日および時間を学生に開示している。しかし、実情として定められたオフィスアワーの時間以外にも随時学生は質問等にやってくる。そのような学生に対応するため、図書館に学習スペースを作ることにより、適宜教員が待機し、学生の相談や学修指

導を行う環境を整えた。

また、開講科目の授業展開において SA(Student Assistant)を活用運営している。SAは教場において授業補助の役目を負っている。本学の場合は国内日本人学生の他、留学生の在籍数も多いため、主として留学生の履修授業においてSAが授業に参加し、教員の補助として役割を果たしている。

平成24年度 春学期 『オフィスアワー一覧』

オフィスアワーとは 学生の皆さんの大学生生活全般にわたる相談に応じるため、各教員が待機している特定の時間のことです。『質問、悩み事、・・・』など先生と話したい時は、遠慮なく訪ねてください。なお、設定された時間でも、会議・出張などで対応できない場合もありますので、事前に確認をとるのが安全です。学生の皆さんはこのオフィスアワーを、充実した学生生活を送るための一助にしてほしいと思います。

中京学院大学 経営学部

氏名	曜日	時限(間)	条件	場所	備考
<b>あ</b>					
朝岡 敏行	水	3 (昼休み)	出来れば事前予約 メールでも可 asaka@chukyoakui-n-u.ac.jp	研究室	第2研究棟 2F
池田 ひでみ	月・火	昼休み	特になし	図書メディアセンター (特別教室館)	特別教室館 2F 月 第1コン 特別教室館 2F 火 第2コン
植竹 晃久	火	3:40~4:40	特になし	研究室	第1研究棟 3F
井上 孝	水	4 (第3週日以外)	特になし	研究室	第1研究棟 2F
<b>か</b>					
神谷 裕子	水	2	事前予約	研究室	第2研究棟 3F
小林 美木	月	2	特になし	研究室	第2研究棟 3F
久野 輝夫	随時 (携帯電話・メールでも可)		出張が多いのでアポイントのうえに来て下さい	研究室 留学生支援部	第2研究棟 3F 2号館 3F
<b>さ</b>					
齋藤 幹朗	水・木	授業以外の時間	アポイント時に 相談内容も知らせて下さい	研究室	第2研究棟 1F
佐藤 千恵	月	3	特になし	研究室	第2研究棟 3F
須栗 大	月	3・4	FAXでの相談も可 sueuri@chukyoakui-n-u.ac.jp	研究室	第1研究棟 2F
関谷 次博	月	2	特になし	研究室	第2研究棟 2F
<b>た・な</b>					
富田 進	水	3	特になし	研究室	第2研究棟 1F
西田 達昭	火~金	授業以外の時間	特になし	学部長補佐室	6号館 2F
<b>は</b>					
林 正樹	水	4時~5時	特になし	研究室	第1研究棟 3F
平松 敏祐	水	3	事前予約	研究室	第1研究棟 3F
<b>ま</b>					
松原 典子	水	3	事前予約	研究室	第1研究棟 2F
森 隆男	火・水	授業以外の時間	特になし	研究室	第1研究棟 1F
<b>や</b>					
築瀬洋一郎	火	午前中	特になし	図書メディアセンター (特別教室館)	特別教室館 1F
山田 秀敏	火	3	事前予約	研究室	第2研究棟 2F
<b>ら</b>					
李 瑾	月・木	1	事前予約	研究室	第2研究棟 3F
林 雪華	火	2	事前予約が望ましい	研究室	第2研究棟 2F
<b>非常勤講師</b>					
愛知 秀一	火	2の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
浅野 昌子	木	1~3の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
アントリョー ヒツシグス	月・金	授業の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
井上 恵介	水	授業の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
井上 研	月	3・4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
今村 公治	木	2~4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
久野 かおる	火	4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
鈴木 秀憲	水	2~4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
田草川 僚一	金	1・2の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
野内 玲	木	2~4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
服部 千代	木	3・4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
藤本 光夫	火	3・4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
古谷 昭雄	水	4の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
三島恵理子	火・木	授業の前後	特になし	講師控室	6号館 2F
水野 晃	火	1・2の前後	特になし	講師控室	6号館 2F

※ 非常勤の先生は原則 授業の前後の時間しかありません。

現在、本学部では、留学生の支援窓口として留学生支援部が設置されている。

本年度までは留学生に対する在留資格関係事務や生活相談等について、この留学生支援部が対応してきた。在籍および、学修支援については、学生支援部が管轄することになっているが、実質的に留学生に関する全般管理対応が留学生支援部に一任されるような現状に陥っており、機能不全が見られた。

現況では学修支援機能が上手く果たせていない為、平成 25 年度には組織の在り方を変えることとし、留学生支援部と学生支援部の責任体制と業務範疇を見直すこととした。

尚、教育課程においては、留学生の日本語能力の向上を果たすため、「日本語Ⅰ・Ⅱ」（計 4 単位）を必修にしている。

本学部では学生の授業に対する意見徴収手段として、学期末に授業アンケートを行っている。

アンケートに意見記述欄を設け、学生の自由な意見を書いてもらっている。

この授業アンケートの意見徴収は、対象の各教員にフィードバックされ、それに基づき各教員は授業改善を行うしくみとしている。

#### (1) 自己判定

「項目 1-2 を満たしている。」もしくは「基準項目 2-3 を満たしていない。」

項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

学期オリエンテーションと科目履修および学期授業の展開という一連の流れにおいて、教員と職員が主体的に連携をとり、学修支援を行っている。

さらに基礎学力の向上に向けた体系的プログラムの導入を行い、教職員協働による学修支援体制を整えつつある。

このように、教員と職員の協働によって、学生に対する学修支援および生活指導を行っている。

さらに事務局に設置している留学生支援部・学生支援部の機能的在り方について改善検討を行っており、留学生に対する学修支援活動を向上促進するため、平成 25 年度より当該部署の業務の在り方と内容を踏まえて組織体制の変更を行う予定である。

### 1-3 単位認定、卒業・修了認定等

#### 《1-3の視点》

##### ① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 現状

##### ・単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位の認定については、単位認定試験（以下、試験という）を学期末に期間を定めて実施している。

単位の認定に係る成績評価基準は試験による成績範囲は0点～100点の範囲を設定している。

この範囲において取得点数により、5段階別のS・A・B・C・Dで評価している。本学部の合格評価基準はC評価以上の成績を修めた者としている。この評価は筆記試験の他にレポート試験などにおいても実施している。

尚、学生に配布する2012年版の「学生ハンドブック」には、成績評価基準表（得点と評価の対応表）を掲載している。

#### 【授業科目の成績判定評価】

S	90点	～	100点	合格
A	80点	～	89点	合格
B	70点	～	79点	合格
C	60点	～	69点	合格
D	不合格			

免除科目の認定は「N」とする。

本学部の教育課程における卒業要件に必要な単位数は124単位以上取得することにしており、その内訳は教養科目42単位以上、キャリア科目16単位以上、専門教育科目66単位以上としている。

年次進行における進級制度は存在せず、四年間で卒業要件単位数が満たない学生は留年者として不足単位科目を履修することとなる。

単位制度の趣旨をふまえて、キャップ制を導入しており、各年次各学期に取得できる適切な履修登録単位数の上限または下限を設定している。

これについても「学生ハンドブック」に掲載して学生に明示している。

経営学部経営学科の卒業に必要な最低単位				
科目	区分	単位数		
基本教育科目	日本語表現科目	18単位 (うち、外国語科目8単位)		42単位
	情報科目			
	外国語科目			
総合教育科目	人間の探求	8単位	16単位	
	社会の探求	8単位		
演習科目		4単位		
就業力養成科目		6単位		16単位
社会人スキル科目		6単位		
基幹科目		12単位		66単位
展開科目				
演習科目		8単位		
卒業所要単位数		124単位		

学生の学修成果は、各教員が成績評価基準を共有することによって適切に判断され、公正に評価している。その結果、本学部の定める学位授与方針に沿って学修成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。卒業および学位の授与の審査は経営学部教授会で審議され、適切に処理されている。

本学は編入学制度を設けている。編入学試験に合格した学生の既修得単位の認定を行ううえで上限は62単位としている。

既修得単位認定に際しては、編入学以前の在籍していた大学または短期大学の成績評価表を審査し、本学部の教育課程および科目との整合性を教務委員会等で審査している。委員会審査後に教授会に諮り、62単位を上限として認定している。

また、外国の大学等に在籍していた場合も同様の手続きを経て、教授会において認定を行っている。

認定した該当科目の単位は、免除科目としての評価である「N」判定としている。

また、本学学則の第32条に「他大学授業等の履修」について定めており、他の大学または短期大学、高等専門学校で取得した授業科目の単位を、上限60単位以内を基準として、認定できることとなっている。

本学部では「特別科目等履修生規程」を定めている。

高大連携事業を行っており、連携協定を締結した地元の高校生に対して講義を展開し、大学入学前の既修得単位として認定している。

本学部の開講した講義を修了した地元高校生には、修了証が手渡される。

以後、修了生が本学経営学部に入學した場合、修了科目に関わる単位が既修得単位として認定される。ただし、このような既履修単位の認定は、本学で開設されている授業科目と授業内容が同一の場合、またはそれに相当すると認められる場合に限っている。

科目等履修生については、本学の定める「科目等履修生規程」にしたがい、希望者を選考のうえ、教授会で審議を行い、学長が入学を許可している。単位認定試験に合格した授業科目の単位は、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行することになっている。

学生に開示するシラバスには、授業の概要、到達目標、授業計画はもとより評価方法や評価基準についても明示している。また、事前・事後学習についても学生にアドバイスを行い、学修効果を高めるようになっている。なお、シラバスは本学ホームページにおいて広く一般公開されている。

#### (1) 自己判定

「項目 1-3 を満たしている。」もしくは「項目 1-3 を満たしていない。」

項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

本学部は単位認定試験を学期末に期間を定めて実施しており、評価基準に基づき厳正に評価して認定している。

卒業認定において本学部の定める学位授与方針に沿った学修成果を修めた者は、卒業および学位の授与の審査は経営学部教授会で審議し、学位を授与しており、適切に処理されている。

本学部方針と基準に則った厳正な運用がなされている。

## 1-4 キャリアガイダンス

### 《1-4 の視点》

- ① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

### 現状

#### ・教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学部では、学生の社会的・職業的自立を目的として、カリキュラムにおけるキャリア科目を構成しており、就業力養成科目群と社会人スキル科目群に大別される。

社会人スキル科目群は平成 23 年度から実施した新カリキュラムの中に位置付けられているものである。

キャリア科目	
就業力養成科目	社会人スキル科目
就業力ゼミ I	社会的責任と職業
就業力ゼミ II	コミュニケーションスキル
グループワーク A	クリティカルシンキング
グループワーク B	新聞リーディング
教養特別講義 A	パブリックスピーキング
教養特別講義 B	インターンシップ
教養特別講義 C	
教養特別講義 D	

- ・教養特別講義 A (→販売士検定試験対策)
- ・教養特別講義 B (→公務員試験対策)

キャリア科目では、特定した職能やスキルに焦点を絞った、講義内容を構成している。学生の社会的・職業的自立に段階的な教育指導は、ほぼカリキュラム通りに実施している。また、課外補習形式で行っていた公務員試験の対策指導に加え、販売士試験の対策指導もカリキュラム科目に組み入れた。

目標を明白にした「販売士検定試験対策」「公務員試験対策」の開講により、大多数の学生にとって職業意識を醸成し、講義に対して積極的に取り組むことが出来るよう支援している。

また、春学期に開講した教養特別講義 C では、3 年生を対象とし、これから就職活動をしていくための、意識向上と知識を身に付けることを目的として、適性検査により自分自身を知ることから始まり、業界研究および職種研究について講義とともに進んでい

る。

さらに、秋学期に開講される教養特別講義Dでは、履歴書の書き方に始まり、面接練習やグループディスカッションなどを主とする実践的な内容を行っている。

教養特別講義C 講義スケジュール		
進路選択に向けて自分を知り、本格的な進路選択活動にスムーズに入っていくために、業界研究の手法、知識を習得する。		
本学の学生の主要な就職先業界の人事担当者を招いての講義及び演習を通じて業界の状況、研究手法を学びます。また、業界研究手法の一つとしてインターネットを利用した方法も学びます。業界研究を開始する前に自分を知る意味で適正試験を受験します。		
回	講義計画	
第1回	オリエンテーション	
第2回	自分を知る	～適性試験～
第3回	進路選択	～雇用環境と就職活動～
第4回	自分を知る	～適性試験の結果と自己分析～
第5回	業界研究	業界とは、どこに、どのような仕事があるか？
第6回	企業研究・職種研究の仕方	
第7回	業界研究と模擬面接会	～企業人事担当者による集団面接～
第8回	業界研究と模擬面接会	～企業人事担当者による集団面接～
第9回	内定獲得のために	～どのような学生が内定を勝ち取るか～卒業生体験談
第10回	業界研究と模擬面接会	～企業人事担当者による集団面接～
第11回	業界研究と模擬面接会	～企業人事担当者による集団面接～
第12回	業界研究と模擬面接会	～企業人事担当者による集団面接～
第13回	情報収集術①	就職サイト活用術
第14回	情報収集術②	就職サイト活用術

第 15 回	まとめ	
--------	-----	--

教育課程内外を通じて就職・進学に関する指導のために年間の運営体制を整備しており、学生の就職・進学の指導に関する年間スケジュールを下記のとおり実施している。

- ・学期初めのオリエンテーションにおける説明と喚起  
3 年次春学期より、今年度新卒者、就職協定動向や今後の活動すべき概要等の説明を行い、学修および学生生活と就職活動の喚起等を行っている。
- ・就職・進学に関する個人面談等の実施  
3 年次の秋学期より、卒業後の就職・進学に関する個人面談（1 回 30 分程度）の実施
  - 第 1 段階 就職か進学か意思確認、かつ事前準備の相談
  - 第 2 段階 就職活動または進学活動の進み具合確認、かつ改善点の相談
  - 第 3 段階 就職の内定または進学の確認。決まっていない学生に対する更なる相談
  - 第 4 段階 就職内定者に対する支援セミナーの開催
- ・学内企業説明会の開催
  - 第 1 次 秋学期期末（主に 4 年生対象）
  - 第 2 次 春学期期末（主に 3 年生対象）
- ・就職合宿  
3 年学生を対象に秋学期末に、2 日間（日帰り）の集中合宿を開催し、参加者にこれから就職活動への取り組みについての心得や実際の作業内容のこなし方を丁寧かつ細やかに指導する。また、企業の人事担当者による模擬面接も実施する。
- ・就職活動支援（教養特別講義 D でも実施）  
3 年次秋学期から東海地方で開催される合同企業説明会へ引率。
- ・ハローワーク相談コーナー  
ハローワークの担当者が毎週定期的に大学図書メディアセンター内に来校し、特定コーナーで学生の相談に当たっている。

但し、これらの指導に留まらずに、学生が社会へ参画出来るような教育的環境整備の一つとしてインターンシップも実施している。

# 平成 24 年度インターンシップ

2012. 05. 10

<b>テーマ</b>
インターンシップ
<b>担当教員</b>
西田達昭
<b>目的</b>
学生が自らの専門分野、将来のキャリアを考え、関連する企業の業務を直接体験することで、自己の適正、就業の意義等を正しく認識し、学生生活における学習、課外活動及び就職活動などに役立て、卒業後の就業に対する認識と意識を研鑽することを目的とする。
<b>内容</b>
<b>1 日程</b>
①インターンシップ説明会 平成 24 年 5 月 25 日（金）13：00～13:30 111 教室
②申込期間 平成 24 年 5 月 25 日（金）～6 月 1 日（金）
③事前研修 1 回目 6 月 16 日（金） 2 回目 6 月 23 日（金） 3 回目 6 月 30 日（金）
④実習期間 8 月 27 日（月）～9 月 14 日（金）の企業の指定する 5 日間
⑤事後研修 実習終了後、日程を決定し実施（1 コマ）
<b>2 方法</b>
（1）インターンシップ説明会 ①科目担当教員からのインターンシップの実施の意義等の説明 ②インターンシップ実習実施方法等の説明
（2）申し込み ①申込書：期間内 ②履歴書の提出（市販物）：申込書提出後、事前研修まで（学生支援部就職担当者が指導）
（3）事前研修 [外部講師] 金曜日 3 時限目 1 回目 6 月 16 日（金）：インターンシップ実習に向けての心構え 2 回目 6 月 23 日（金）：ビジネスマナー講座① 3 回目 6 月 30 日（金）：ビジネスマナー講座②
（4）実習先企業 ①企業マッチング [事前研修終了後]

<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 岐阜県インターンシップ推進協議会加盟企業</li> <li>ロ 実績企業（市役所）</li> <li>ハ 新規開拓企業</li> <li>ニ 学生開拓企業</li> <li>②企業との受入調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 受入協定（大学企業間受入願い、受諾書の授受）</li> <li>ロ 誓約書の提出（学生）</li> <li>ニ 保険加入</li> <li>ホ 事前企業訪問（学生、教職員：実習に向けての挨拶、注意事項の説明授受）</li> </ul> </li> <li>（５）インターンシップ実習 <ul style="list-style-type: none"> <li>①実習中は、毎日実習日誌を記載（終了後直ちに提出）</li> <li>②実習先企業の担当者から実習内容の評価を收受</li> </ul> </li> <li>（６）事後研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>①1週間以内に実施報告書を提出</li> <li>②実施報告書に基づき面談</li> </ul> </li> <li>（７）その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員による実習先訪問</li> </ul> </li> </ul>
<b>備考</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>（１）岐阜県インターンシップ保険に加入（インターンシップ推進協議会）（学生負担）</li> <li>（２）教員による実習先訪問は、「キャリア進路委員」が行い、学生支援部員が同行する。</li> </ul>
<b>経費</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>（１）事前研修外部講師報酬：1コマ¥15,000程度×3コマ ¥45,000</li> <li>（２）実習先企業への手土産代（1社¥3,000程度）</li> </ul>

### （1）自己判定

「項目1-4を満たしている。」もしくは「項目1-4を満たしていない。」

項目1-4を概ね満たしている。

### （2）1-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

授業アンケートの結果により、目的をもって講義に臨んだと答えた学生が少なかった結果に対し、具体的な目標と科目内容を明示した。それにより「自分は何を目指し、今、どうすべきか」といった自分で目標を決め、自分で行動を起こし、それを結果に結びつ

ける経験を学生に再認識させる体制を構築してきており、現状で示した通りの年間スケジュールを着実に実施している。

但し、今後、インターンシップや地域社会貢献等の実践的な教育環境整備を厚くしていく必要があると考えている。

また、本学の在籍学生における留学生数の割合が高いが、留学生に対するサポート体制はまだ十分ではない点が今後の課題である。

留学生の進路対応がゼミ担当教員に頼り、現状の体制だけでは留学生の就業促進に至っていない。

「1-2 学修及び授業の支援」において記述したが、留学生に対する支援活動推進のため、支援担当部署の業務の在り方と内容および組織体制の変更を行う。

## 1-5 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《1-5 の視点》

- ① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- ② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 現状

- ・教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生の学修状況の把握の一つとして、従前のように科目ごとのみではなく、学生一人一人の授業の出席調査を行った。

この履修授業の出席調査とその授業の成績評価および単位取得状況を把握することにより、個々の学生の学修状況に対する把握できる体制を強化した。

授業への出席状況、単位取得状況を点検評価し、自律性や学修状況が好ましくない学生については、職員と教員によるフォローを行っている。

個々の学生の日常的学修状況把握と、それら学生に対する教育目的の達成状況を把握し、指導の改善に生かすよう努めている。

その結果、学部が定める学位授与方針に沿った学修成果を修めた者には、卒業を認定し、学位を授与している。

また、本学部では、「授業改善アンケート」を毎年実施してきている。

平成24年度は春学期に実施した。アンケートの中身については、学生本人の受講姿勢および授業に関する評価（教員の授業展開）を聞き出すとともに、自由記述欄では授業に関する学生の意見を求めている。

授業改善アンケートの結果は教員にフィードバックされ、各教員はそれに基づいて授業改善案の作成を行う流れである。このような取り組みによって授業および学修指導を点検し改善に努めている。

本年度より資格取得状況の把握による教育目標の達成状況管理を開始した。

本学部に入學した時点で簿記等の資格を持っている学生も少なくないが、その一方で資格をまったく持っていない学生もいる。高校時代にスポーツ系クラブ活動に傾注し、そのクラブ成績実績により入学を果たした学生がそれに該当する。

そのような学生は、入学後の大学生活においてもクラブ活動に熱心であるが、一旦、クラブに馴染めない、その他諸事情による退部等の事態が発生すると、自身のモチベーションが維持できなくなる傾向が強い。

よって当該学生の予防策として、資格取得による成功体験を体得させるため、本学部では入学後早期に資格取得の経験をさせるようP検取得講座の集中講義を行った。

本年度より試験的ターゲットとして設定した資格はP検4級であり、クラブ系学生に対して資格取得の勧奨を開始した。

本年度の P 検 4 級受験者の取得は、ほぼ 100%の合格率である。これら合格者に対して P 検の上位級の取得も勧奨した。

また、MOS(Microsoft office specialist)や簿記等のその他の資格に関しても、資格取得に向けた学習努力を学生に勧めている。

特に今年度より、学生が最終段階に取得すべき資格として、IT パスポートの合格を本学部の重要目標と掲げた。

この IT パスポートについては、単にコンピュータ関連資格として認識されがちなものであるが、試験分野の学習構成内容には、経営学にも通ずる内容が盛り込まれている。

情報処理知識と経営学的知識を学習し、その資格試験合格者を増やすことが本年度以降の本学部の目標とし、合格者数を教育成果の一つの定量的評価基準とした。

IT パスポートについては、平成 25 年度より本格的に勧奨周知していく予定である。

上記以外の本年度の資格取得者は以下のとおりであり、学部内で結果を共有している。

H24年度 資格別取得資格者数	
日商簿記検定2級	1名
日商簿記検定3級	1名
販売士検定3級	5名
ビジネス文書3級	7名
全経簿記検定 1級工業簿記	1名
全経簿記検定 1級会計	1名
Word2010	14名
Excel2010	9名
PowerPoint2010	7名
日本語能力検定N2	4名
日本語能力検定N1	3名
	53名

また本学部では、学生の学力向上検証体制の在り方について、試験的に以下のようなテストの有効性を検討していくこととした。

まず、入試問題出題形式を変更し、試験科目を三教科の常識レベルのテストとした。

これは、各教科の出題領域毎に数種類の教科書から難易度別に多数の問題を作成したうえで、これを不作為に抽出する。これを試験問題とすることで、毎回の難易度を同水準レベルに保って出題を行っていく。

これにより、入学後も同様の水準の常識テストを繰り返し実施することで学生の学力の伸長を常に測ることが出来るようにする意図がある。

結果については教員が把握することにより、教育課程における授業改善に役立てるシ

システムを構築しようとしている。

常識テストは基礎学力向上プログラムを担当教員がクラス担任となり、期末に授業成績評価とは切り離して実施し、学力の伸長を検証できるように考えている。

今年度は、実施体制が可能かというレベルでの試みを行った。ここ数年来で有効に実施できるものとして、よく吟味したうえで、しくみにしていく予定である。

#### (1) 自己判定

「項目 1-5 を満たしている。」もしくは「項目 1-5 を満たしていない。」

項目 1-5 を満たしている。

#### (2) 1-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

本学部は、現在教育に関する改革を進めており、教育目標に向けて、着実に準備段階として前進しつつある。

教育内容・方法及び学修指導等については、上述の通り展開している。

現在、教育内容・方法及び学修指導等についての改善向上に向けて検証し、評価する切り口を整理し、円滑に改善に結びつけることが可能な体制を模索中である。

尚、平成 23 年度に統一アンケートの実施が検討されたが、今年度の実施には至らなかった。

単に実施をすること、実施をしたこと、そのこと自体が目的となるような懸念が見られ、これでは、教育目的等の達成状況や評価を確認することは難しいと判断したからである。

アンケート調査は本学部教育的課題解決のための目的を持ったものであるべきであり、目的を達成するために必要な具体的活動要素の抽出と、その仮説分析評価を追求すべきものであるとの認識に立ち返った。

これについては、平成 25 年度以降に再検討と協議を継続したうえで、有効な導入の在り方を研究検討する。

## 1-6 学生サービス

### 《1-6 の視点》

- ① 学生生活の安定のための支援
- ② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 現状

- ・ 学生生活の安定のための支援
- ・ 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般を支援統括する部署として学生支援部が本学部の核となっている。

学生支援部は、履修・教務系、生活系、キャリア就職系の3領域ごとに専任専門職員を配置していることで、学生が一カ所に足を運び、各種手続きや相談利用がしやすい体制をとっている。

また昼休み時間も職員がシフトして常駐し、学生の利便性を図っている。

本学部では、学生が円滑に大学生活を送れるよう、新年度開始直後からオリエンテーションを実施している。

新入生には入学式後『学生ハンドブック 2012』を配布し、その他必要補足資料を用いて事務局学生支援部が主体的に説明を行っている。その詳細な内容等については、「1-2 学修及び授業の支援」に掲載したとおりである。

一人暮らしを初めて経験する学生が多いこともあり、オリエンテーション時には下宿生を想定した伝達内容に配慮している。

グリーンハウスにある学生食堂については、予てより、学生より要望のあった食堂業者の変更を行った。下宿生としてスポーツに励む学生が多いため、栄養バランスとボリューム豊かなメニューを提供してくれるよう依頼手配した。

本年度において、変更後の滑り出しは順調に展開している。

また学内の喫煙については、分煙を徹底しており、喫煙場所以外での学内喫煙を制限しており、教職員も同様の措置を講じている。

学内で万一、発病や負傷時のために、保健室の利用を周知しており、AEDも本学の中核建物である6号館1階の事務室に設置している。

学生が一人で抱える諸問題に関しては時間を限らず事務局で対応可能となっており、さらに専門のカウンセラー（非常勤）の定期的（木曜 10:30～16:00）なカウンセリングを受けることができる体制を整えている。

学生の学内滞在中の火災および震災等の非常事態に対する対策として、学内すべての施設に避難経路を示したキャンパスマップを日本語と英語表示で掲示しており、安全に配慮している。

避難訓練は年に1回実施することとしており、本年度は12月に実施した。

学内施設として、グリーンハウス（本学における食堂および厚生会館）は、学長はじめ教職員も利用し、さらに食堂委託先業者の調理者や社会人の聴講者などとのコミュニケーションが自然と取れる環境が出来上がり、コミュニティーの場となっている。

グリーンハウス西側にはオープンテラス様のテーブルと椅子が設置され、晴天時には学生の談笑の場となっている。2階には以前からビリヤード、ダーツなどの娯楽設備を用意していたが、近年、利用者がさらに増えている。

昨年度、女子学生より”女子の憩いの場のようなスペースが欲しい”との要望を受けていた。よって本年度、図書メディアセンター図書館一階に、レディースフロアーを設置し、女子学生が読書や雑誌を閲覧しながら寛ぐことの出来る可愛らしい専用空間を設置した。

本学部は、スポーツに力を入れるクラブ学生が多い特徴がある。よって、課外活動中のクラブ活動に関する取り組みとして、野球部が使用するピッチング専用練習場を本学所有地内に整備を行った。

また、国体強化対象となった本学レスリング部練習場に、同練習用に設置していた多数のウェイトトレーニング機器を5号館（通称クラブハウス）に移動設置し、クラブ所属生が何時でも誰でも共用可能となるよう大幅な改善を実施した。

就学困難な学生を対象として、学生支援部内に奨学金等の相談担当職員を常時配置し、学生からの相談に対応し、手続きを行っている。日本学生支援機構奨学金第一種・第二種貸与者は合計320名、留学生のロータリー奨学生3名（中国籍）であった。

学生の交通手段の確保として地元バス会社（北恵那交通バス）と契約し、大学構内にバスの乗り入れを行っている。

学生は降車時に学生証を提示することにより、運賃の支払いの必要がない。

登下校時以外にも手賀野路線区間(中津川駅～中京学院大学間)の路線バスは途中下車を含め、すべて学生証を提示することで利用できる。

車両通学生は任意保険加入者のみに学内乗り入れを許可している。また交通事故防止を目的とし、安全教室として管轄署の中津川警察署員の講話会を開催し、交通法規の遵守を徹底している。

国民年金・国民年金基金制度について、日本年金機構多治見支部所員からレクチャーを受けており、国民年金の制度知識や保険料納付義務から学生納付特例制度等について理解を深める機会を得ている。

今年度、本学部には中国、ベトナム、インドネシアの留学生が在学している。学生支援部とは別に留学生支援部が設置されている。

主として留学生募集と在留資格手続き等の支援を行っており、中国語の母語者を専任職員として留学生支援部に常駐させ、在留資格およびビザの更新事務相談や日本での生活に関する諸質問に対応するなど支援体制を敷いている。

本学部は小規模校である利点から、教職員等の大学関係者と学生の率直なコミュニケーションが取りやすく、学生の声は学生支援部をはじめとする事務局職員や教員に伝わりやすい。

さらに基礎ゼミ、教養ゼミ、専門ゼミという現場の授業展開の流れの中で、教員間の学生各自の情報伝達が活発に行なわれている。

クラブ所属学生が多いことから、クラブ監督やコーチ兼務の職員が複数在籍しており、学生の生活状況、要望についてはスムーズに把握できる。

本年度においては、教務関係以外の学生生活全般にわたる学生生活調査は実施していない。但し、前年度より検討していくこととした統合アンケート調査は継続検討中である。

### (1) 自己判定

「項目 1-6 を満たしている。」もしくは「項目 1-6 を満たしていない。」

項目 1-6 を満たしている。

### (2) 1-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

小規模かつ少人数教育体制の学部であるため、学生の意見や要望は、各教職員ならびに学長・学部長にも届く体制となっている。

本年度、女子学生からの施設に関する要望について、大学はその意見について妥当と判断し、早速現実化に向けて対処した。

クラブ学生の要望は各クラブ監督や監督兼務職員を通じて事務局に集約され、予算調整を行い、諸施設等の改善を行う体制になっている。

平成 24 年度は野球部のピッチング練習場の整備が行なわれ、レスリング場の 3 号館のトレーニング機器を 5 号館に移動させ、練習環境を改善している。

但し留学生については、留学生支援部に支援業務が半ば全て一任されており、本来の学生支援部の関わりがなされていない。来期に向けて留学生の生活支援体制も再構築すべく、学生支援部と留学生支援部の組織の在り方を再検討している。

## 1-7 教員の配置・職能開発等

### 《1-7の視点》

- ① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- ② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- ③ 教養教育実施のための体制の整備

### 現状

- ・教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- ・教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- ・教養教育実施のための体制の整備

中京学院大学における教員の構成については、以下のとおりであり、教育情報として学外にも公開している。

本学経営学部の教員組織については、大学設置基準に定める必要教員数以上を満たしており教育体制の運営に不都合はない。

専任教員数(職位・男女別内訳) 平成24年5月1日現在

#### 専任教員数

	男	女	計
教授	12	2	14
准教授	4	4	8
講師	0	1	1
助教	0	0	0
助手	0	0	0
計	16	7	23

専任教員と非常勤教員の比率 平成24年5月1日現在

	専任教員	非常勤教員	計
人数	23	15	38
%	60%	40%	

専任教員組織については、前述の本学部教育課程に即した人材を登用しており、平成 24 年度より、教育研究業績の高いベテラン教員を招聘した。

但し、現状の教員組織の年齢構成は高齢層の多い状態にあり、若手の教員の採用と育成が今後の課題となっている。

教員の採用については、学長の要請により、学園人事部が採用手続きの一助を担っている。

教員資格審査については、安達学園諸規程集「中京学院大学教員資格審査会規程」に設置構成および会の運営について定めており、「中京学院大学教員資格審査会規程細則」に職位とその資格要件を定めている。

当該規程に則り、審査会を開催して、職位について精査および評価判定を行っている。

FD については、学長主導により平成 23 年秋学期より、「新しい教授法」の実践的開発をテーマとして、本学部教員の委員会横断的なプロジェクトとしての活動が継続して行われた。

この教授法の研究開発は、前述している通り、基礎学力向上プログラムのことである。

(このプログラムの詳細については、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価基準 B 教授法の開発」を参照)

このプログラムは教養教育分野の教育課程と教育内容を検討し、体系化して、教材開発も行い導入を開始した。関わった教員は授業も直接担当しており、これらの活動は学部をあげての実践的 FD と考えている。

同時に教養教育の体制整備化も果たされてきている。

#### (1) 自己判定

「項目 1-7 を満たしている。」もしくは「項目 1-7 を満たしていない。」

項目 1-7 を概ね満たしている。

#### (2) 1-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

経営学部の運営上、教員数および専門分野等の教授活動上において懸念はない。

FD については、以前より活性化に腐心していたこともあり、学長主導により平成 23 年秋学期より春学期より、「新しい教授法」の実践的開発をテーマとして、教員の委員会横断的なプロジェクトとして活動を継続している。

本部学部における在籍教員の高齢化という構造的問題については、若手の経営学専門教員の採用を行い、育成を行っていくとともに、在籍専任教員の教育分野の範囲を広げ、

最新の研究成果を教育に反映させることが出来るように、組織的に支援していく。

## 1-8 教育環境の整備

### 《1-8 の視点》

- ① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- ② 授業を行う学生数の適切な管理

### 現状

- ・校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

#### 【校地】

中京学院大学の中津川キャンパスは経営学部及び別科日本語専修課程を置いている。本キャンパスは、JR 東海中央本線中津川駅から約 6m の距離である。

よって JR を利用する学生の交通手段は、自家用車、自家用二輪車またはバスに限られる。

そのため本キャンパス内に学生用駐車場を完備し、公共交通機関、自家用車双方の通学に配慮してきている。

このように交通手段面は少なからず利便性を欠いている部分が否めないが、本キャンパスへは、外部路線バス会社との路線延伸契約により、在籍学生は当該路線に限り、途中乗降を含めてバス利用できるように対応している。

但し、立地環境は、街の中央から離れた山裾の高台に位置し、自然豊かで静かな環境のもと、学習環境としては恵まれている。

#### 中京学院大学中津川キャンパス 校地校舎の面積

収容定員	校舎			校地		
	基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
640 人	5,784.5 m <sup>2</sup>	9,714.7 m <sup>2</sup>	3,930.2 m <sup>2</sup>	6,400 m <sup>2</sup>	54,046.9 m <sup>2</sup>	47,676.9 m <sup>2</sup>

※体育館及び寄宿舎を除く

#### 校舎の内訳

講義室	演習室	実習室	研究室	図書館	管理その他
1613.55 m <sup>2</sup>	312.66 m <sup>2</sup>	725.15 m <sup>2</sup>	643.68 m <sup>2</sup>	1,236.88 m <sup>2</sup>	5182.82 m <sup>2</sup>

※体育館及び寄宿舎を除く

### 【校舎】

経営学部が設置されている中津川キャンパス内の校舎の多くは、その前身として中京短期大学保育科が設置されていた時期からの建物である。

よって、相応の建築年数を経た校舎である 1 号館および教員の研究室棟 2 棟の耐震工事の必要性があった。よって、学園本部情報・施設部が計画および施行業者管理を主導し、平成 24 年度夏季に工期を集中して大学と協働で工事施工中の管理を行った。

また、耐震工事に併せて、従来から使用上の課題があった校舎内の一部教室の改修、ならびにトイレ改修工事も実施した。

今後も継続的に現有する施設設備の充実を目的として改修工事を計画的に実施していく予定である。

### 【屋外運動場等】

本キャンパス内にはグラウンド、ゴルフ練習場を備えている。

平成 24 年度においては、かねてより設置要望があった野球部が使用するピッチング練習場について新規整備を行った。

### 【室内施設】

体育館、レスリング練習場(第 2 体育館)、空手道部練習場(第 3 体育館)、食堂棟(2 階 娯楽スペース)を備えている。

### 【学生寮】

敷地外に大学が賃貸契約を結んだ男子専用学生会館(30 人収容)を 1 棟、敷地内に男子寮(11 人収容)を 1 棟完備している。

学生寮には、それぞれ専任職員 1 名を寮監として配置し、事故等への対応を迅速に行えるよう配慮している。

	名称	定員	広さ	室数	所在地
学外	男子学生会館	30 人	12.6 m <sup>2</sup>	27	岐阜県中津川市手賀野 237-5
			17.1 m <sup>2</sup>	3	
学内	さつき寮	11 人	24.84 m <sup>2</sup>	11	岐阜県中津川市千旦林 1-104

### 【図書メディアセンター】

本部学部のある中津川キャンパス図書メディアセンターは、図書館機能と情報処理教育機能を複合したものであり、2 棟の建物から構成されている。

昨年より学生から女子専用スペースの設置要望もあり、平成 24 年度において、同図書館 1 階に女子専用スペースを設置した。また、模様替えとレイアウト等の変更を行い、

さらに就職および資格関係コーナーも設置し、学生への環境整備と利便性の向上を図った。

平成 24 年度の図書館入館者数は延 10,078 名であり、平成 23 年度の入館者数 8,801 名と比べて 1,277 名増であった。今後入館利用者数の増加を図るように検討している。

平成 24 年度の蔵書数等は以下の通りである。

蔵書冊数（総数）	和書	洋書	
	88,851	13,097	
	冊数		
	和書	洋書	合計
図書館（購入）	143	2	145
図書館（寄贈）	85	1	86
図書館（献本）	2	0	2
研究図書・共同研究（購入）	152	20	172
小計	382	23	405
製本雑誌	0	0	0
小計	0	0	0
前年度分までの蔵書	88,465	13,073	101,538
合計	88,847	13,096	101,943
紛失除籍図書	3	0	3
再登録図書	7	1	8
合計	88,851	13,097	101,948

情報教育関連施設は特別教室館に集約し、通常の授業用の他に、自学自習用コンピュータールームを設置して学生の学習をサポートしている。

授業用コンピュータは 143 台設置し、OS の更新は、平成 23 年度に Windows7 に更新しており、安定した情報教育環境を維持している。

### 【管理と運営】

校地、校舎及び付随する施設設備の管理運営は、消防点検、浄化槽点検、貯水槽点検などを、専門業者に委託し、年間を通じて計画的に実施している。

委託業者から点検報告を受け、時に修繕等を行うなど適正に管理されている。

校地については、旧短期大学時代からの土地であることもあり、特に水道設備の配管図面が保存管理されていなかったため、老朽化に対して事前計画対応ができず課題となっている。

## ・授業を行う学生数の適切な管理について

本学部は、中津川キャンパスを一学部で占有しており、敷地内各校舎においては、授業を展開運営するうえでの教室数を十分所有している。

また平成 24 年度の学生在籍数と教員在籍数は以下の通りである。

教員一人当たりの学生数は 27.1 名であり、規模の大きい総合大学と比べて明らかに少人数教育環境の大学である。

開講科目の多くは一部を除き、普通教室を多用しており、授業が展開されている。当然、学生が授業環境において不利益を被らないように適切に対処している。

### 平成 24 年 5 月 1 日現在

学生数	専任教員数	専任教員一人 当たり学生数
598	22	27.1

#### (1) 1-8 の自己判定

項目 2-9 を概ね満たしている

#### (2) 1-8 の自己判定の理由

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な授業環境運営・管理を行っている。

校地校舎の面積については、大学設置基準にある基準面積を十分に満たしており、問題ない。また、旧校舎の耐震工事もすべて完了しており、安全性も確保している。

トイレなど各校舎の設備面については、今後計画的に改善を行う予定である。

施設設備の老朽化による点検は、総務部において定期的に巡回を行い、都度修繕を行っている。

学生が余暇時間を過ごす空間を確保するために保護者会に依頼し、その協力を得て屋外テーブルセットを設置した。

## [基準1の自己評価]

本学部では、毎学期ごとに教員と職員が主体的に連携をとり、学修支援を行っている。

また新しい教授法である体系的プログラム(基礎学力向上プログラム)の研究開発を学長と教員が主体となって行ってきた。

またその導入過程にとどまらず、実施と展開を通して教職員協働による体制を整えつつある。

社会的・職業的自立に関する指導のためのキャリア教育体制も整備努力を果たしてきており、充実化を図ってきている。

基礎学力向上プログラムとキャリア教育の延長上として資格関連教育に力を入れており、それらの教育目標に向けて評価と改善を行う体制整備づくりも行いつつある。

学生サービスに係る側面については、学生の状況や要望等を半ば直接吸い上げることが出来るキャンパス環境であり、汲み取るべき対象案件については、適宜妥当な対応措置を行うよう努めている。

教育環境の整備においてもそれらを反映するとともに学生の側の立場と視点を念頭に置くよう対応を行っている。

但し、在籍学生に占める留学生比率の高い学部であるため、留学生の学修支援および就業教育指導などの分野で、より手厚く、かつ、優しい対策を今以上に講じる必要性を認識している。

## 改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の学修支援推進を行ううえで根底課題は、生活習慣の不規則と学修意欲の低下が授業欠席として表れ、さらに単位未修得へとつながっていることである。  
教材と教授法の改善とともに時間割・クラス編成や学修意欲の低い学生の指導に教員・職員協働等により工夫を凝らせるよう検討する。
- ・就業に向けてのキャリア教育体制をより効果的なものとするために、地域連携協定締結を契機として、学生の地域社会への参画機会や貢献機会およびインターンシップの充実等を果たし、社会との接点を広げ、より実践的な訓練を強化していく。
- ・すでに事務局に設置している留学生支援部・学生支援部の機能の在り方について検討を行っている。留学生に対する学修支援活動を促進するため、平成25年度より当該部署の業務の在り方と内容を踏まえて組織体制の変更を行う。
- ・本学部の専任教員の年齢構成の適正化を図っていくためにも、中期的計画として若手教員の採用と育成を実施していく。
- ・現在籍教員においては、教育分野の範囲を広げ、最新の研究成果を教育に反映させる

ことができるようにする必要があるため、大学院への再入学等を組織的に支援する。

- FD 活動については、本学は看護学部を設置し二学部体制となっているが、キャンパスは異なっており離れている。また看護学部も開設年次進行中であり、学部主体の活動となっているが、看護学部の設置完成年次後、全学的な取り組みの推進策について検討に入ることを念頭に置いている。

## 基準 2. 経営・管理

### 2-1 経営の規律と誠実性

#### 《2-1 の視点》

- ① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- ② 使命・目的の実現への継続的努力
- ③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、
- ④ 運営に関連する法令の遵守
- ⑤ 環境保全、人権、安全への配慮  
教育情報・財務情報の公表

#### 現状

##### ・ 経営の規律と誠実性の維持の表明について

本学の学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に係わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」として謳われている。

大学の管理運営に係る各種関係法令ならびに規程等を遵守しつつ、私学教育の独自性をも尊重して、堅実に運営がおこなわれている。

また、学園共通職務および教職員の職務全般については、学校法人安達学園諸規程集を整備し、さらに大学の教育研究運営活動全般については、上述の中京学院大学学則をはじめとした、中京学院大学諸規程を整備し、これらを遵守することで、社会の要請に応える経営を実践している。

##### ・ 使命・目的の実現への継続的努力について

学校法人安達学園では、平成21年度から平成25年度にかけて、法人財政を基幹として、各校の経営運営方針を明確にした中期経営計画を策定している。

学園の使命として公示している「いかなる時代にも果敢に挑戦する人材の育成」の具現化と大学および学部の教育目的の実現に向けて、本学運営を実行している。

この中期経営計画に則り、毎年度、具体的な本学の事業計画ならびに年度予算を策定し、大学の教育活動と運営業務を遂行している。

##### ・ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について

本学の学則第1条には、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより云々」とあるように、第一に法令に基づいた教育の目的を定めている。また、本学の設置する各種

規程についても、大学設置基準、学校教育法等関係法令諸規則に従って作成されており、教職員は業務遂行に際してこの規程を遵守している。

また、毎年学園の監事による業務監査を受けており、ここで指摘を受けた事項は理事長に報告され、学園が設置する各事業体の長に伝えられる。内部監査機能によって、学園の体制が強化されている。

## ・環境保全、人権、安全への配慮について

### 【環境保全と安全への配慮】

CO2削減や節電対策として、クールビズを6月から10月にかけて実施すると同時に、常に電力を消費する事務局の室温設定を28度に設定することとしている。

今後は、エアコン効率を上げるために室外機の定期的清掃や照明のLED化も順次検討する。

キャンパス内の環境保全は、事務局総務部が管理を行っており、施設担当者による定期的な巡回で、危険物等の撤去や枝木の伐採などを都度行い、キャンパス内での学生の安全を確保するよう努めている。

また、火災や地震等の災害に対する対応を迅速に行うことができるよう防火及び防災管理規程を整備している。

防災に対する危機管理体制が形骸化しないよう年に1回の避難誘導訓練を実施し、学生及び教職員への啓発活動としている。また、災害時に教職員が迅速に避難できるよう、キャンパス内の各教室事務室に避難経路図(中国語・英語)を掲示している。

AEDは、6号館事務局と体育館にそれぞれ設置し、職員は操作方法の研修に一部参加している。

### 【人権】

本学はもとより、学園全体として「ハラスメント防止に関する規程」、及び「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を定めており、学生に不利益が生ずることの無いよう努めている。

「ハラスメント防止に関する規程」に則り、各学校および本学においては各キャンパスに相談窓口として相談員の配置を行い、ハラスメント行為が発生した場合の対応体制を整えている。

この相談員については、学園本部からの通知により、学園内各学校に対して周知が行われている。

さらに人権擁護の観点から、本年度(平成24年度)10月に「学園人権委員会に関する規程」を策定導入し、人権委員会を組織として立ち上げた。この人権委員会の目的はハラスメントの発生を防止するための教育および啓発活動の展開ならびにハラスメントに関する相談または苦情の適切な処理について対応することとしている。

人権委員会は本学各学部および、短大、高校、幼稚園の各学校より選任された人権委員により構成されている。

現時点で、教職員に対するハラスメント防止に関する定期的な研修等は行われていな

いため、今後検討すべき課題である。

### ・教育情報・財務情報の公表について

教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則 172 条に基づき、本学ホームページ上に公表する体制を整えた。すでに事務局が主体となり、5 月 1 日以降、該当年次の最新情報を公開するよう全学的に努めている。

尚、ホームページに対内外的に公開している情報は次のとおりである。

- ・大学教育研究上の目的に関する情報
- ・教育研究上の基本組織に関する情報
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報
- ・入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報
- ・アドミッション・ポリシー
- ・学生に関する情報
- ・卒業生の進路状況
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報
- ・学年歴・授業日程表
- ・経営学部シラバス
- ・カリキュラム
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報  
学習の成果に係る評価
- ・卒業要件・所要単位を取得することにより取得可能な免許および資格
- ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報
- ・大学会館・福利厚生施設の利用
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報
- ・大学の財務・事業計画に関する情報

#### (1) 自己判定

「項目 2-1 を満たしている。」もしくは「項目 2-1 を満たしていない。」

項目 2-1 を概ね満たしている。

## (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学園諸規定及び大学諸規程には、法令順守、教職員の服務規律、人権擁護等、必要な制度として関連規定が整備されている。また、大学の管理運営も学園の中期経営計画及び諸規程に基づき運営されている。

平成 21 年度に策定した学園の中期経営計画は、平成 25 年度に完結することとしており、現在計画に則して大学の運営管理を行っている。

現時点で教職員に対するハラスメント防止に関する研修は管理職を中心に一度実施された。よって、今後人権擁護を積極的に推進していくため、平成 25 年度には学園人権委員会において、学園全体に対して、主導的にハラスメント行為の防止施策を検討していくこととしている。

## 2-2 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《2-2 の視点》

- ① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- ② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

### 現状

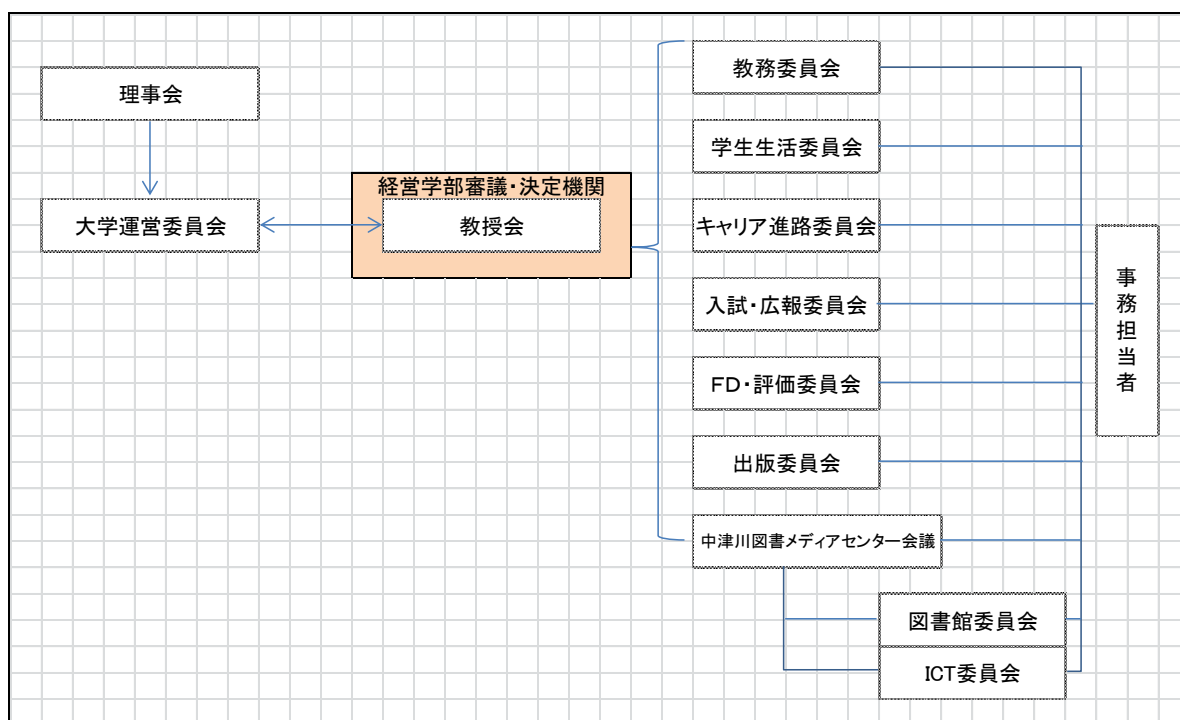
#### ・大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について

教育活動に関する大学の意思決定の中心組織は教授会である。本学の教授会は、定例会として原則月1回第3水曜日に開催している。大学の諸規定集にも「経営学部教授会規程」が整備され、教授会において審議する事項が明確にうたわれている。

学則変更などの看護学部を含めた大学全体に関わる重要議事の結審は、教授会、大学運営委員会及び理事会の三つの意思決定を経て、結審することとしている。

教授会下部組織として、各種委員会が設置され、それぞれの委員会に置いて、教務、学生生活、図書、入試広報、FD活動等の案件について検討、意見の調整が行われている。委員会に置いて決定した事項は、後の教授会に議案として提出され、審議の後決定する。なお、教授会の議長には、学長(兼 学部長)が当たっており、会の運営を統括している。

平成24年度の意思決定組織は以下の通りである。



## 平成 24 年度各種委員会の機能

委員会名称	目的及び機能
教務委員会	学生の教務等に関する検討・推進、カリキュラムの検討・構築
学生生活委員会	学生の生活等に関する検討・推進
キャリア進路委員会	学生の進路の支援等に関する検討推進
入試・広報委員会	入学者の選抜と大学の後方に関する検討
FD・評価委員会	FD、FD 懇談会、授業評価、教員評価・自己点検評価制度の検討・推進
出版委員会	紀要・大学通信等の編集・発行
中津川図書メディアセンター会議	中津川キャンパスの図書館・メディアセンターの運営に関する検討・推進 【ICT 委員会・図書館委員会を統括】

また平成 24 年度においては、各種委員会活動は、学長より具体的かつ優先順位の高い改革作業目的を明示されることにより、ワーキンググループによる作業部会として機能した。

### ・大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、学校法人安達学園の理事も兼ねている。学園の運営方針等の重要事項を決定する理事会の構成員として、学長は理事会に出席しており、その決定を大学運営に反映させることとなる。学長は、学園全体の方向性や大学の位置づけ、併設校との連携に関する事項を的確に把握しえる立場にあり、大学の教育活動全般に対して学園の方向性と合致した適正なリーダーシップを発揮しているといえる。

大学の意思決定は、2-2-①で示したように、学長を中心とした大学運営委員会及び教授会が行っており、最終意思決定が学長に一任された場合は、学長の決定に基づき大学運営がなされている。

#### (1) 自己判定

「項目 2-2 を満たしている。」もしくは「項目 2-2 を満たしていない。」

項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学運営委員会、教授会の中心的役割を担っているのは学長であり、その学長は、経営学部長をも兼務している。

法人の運営方針についても的確に把握できる立場にあり、大学の運営が安達学園の中期経営計画及び大学の事業計画に則って行われる仕組みが構築されていることから本基準項目を満たしていると考えます。

## 2-3 コミュニケーションとガバナンス

### 《2-3 の視点》

- ① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- ② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- ③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

### 現状

- ・法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について

平成24年度 理事会開催状況										
区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況	議案		
	定員	現員(a)	開催時間	出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数				
理事会	人	人	平成24年5月25日	人	%	人	2/2	(1)平成23年度学校法人安達学園事業報告について (2)平成23年度学校法人安達学園収支計算書について (3)平成23年度学校法人安達学園監事監査報告について (4)常任理事会からの報告について (5)平成24年度学校法人安達学園に所属する各学校の入学試験結果と在籍者数について (6)学校法人安達学園平成24年度賞与について (7)中京高等学校の自己点検評価について (8)中京幼稚園の自己点検評価について (9)退職金の特別措置について		
	9	9	15:30～17:10	8	88.9	1				
	人	人	平成24年9月28日	人	%	人	2/2	(1)学校法人安達学園評議員の選任条項の変更について (2)学校法人安達学園評議員の選任について (3)中京高等学校の学則変更について (4)人権委員会の設置について (5)学校法人安達学園創立50周年記念事業について		
	9	9	16:00～17:10	9	100.0	0				
	人	人	平成24年12月21日	人	%	人	1/2	(1)中京学院大学と中津川市との産官学の取り組みについて (2)中京高等学校の学則変更について (3)中京学院大学中京短期大学部学則変更について (4)規程の変更について (5)学校法人安達学園人事について (6)中京高等学校校長の辞任について (7)中京幼稚園園長の辞任について (8)中京学院大学中京短期大学部学部長の辞任について (9)中京高等学校校長選考委員の選任について (10)平成24年度賞与について (11)平成25年度大学生募集状況について (12)学校法人安達学園創立50周年記念事業について		
	9	9	17:20～18:20	8	88.9	1				
人	人	平成25年1月25日	人	%	人	2/2	(1)中京高等学校校長の選任について (2)中京幼稚園園長の選任について (3)中京学院大学瑞浪図書館メディアセンター長の選任について (4)中京学院大学中京短期大学部保育科学科長の選任について (5)学校法人安達学園評議員の選任について (6)学校法人安達学園人事について			
9	9	16:00～16:40	8	88.9	1					
人	人	平成25年3月22日	人	%	人	1/2	(1)平成25年度学校法人安達学園事業計画について (2)平成25年度学校法人安達学園収支予算案について (3)平成24年度学校法人安達学園収支補正予算案について (4)学校法人安達学園理事の辞任について (5)平成25年度人事について (6)中京高等学校改革案について (7)学校法人安達学園諸規程の変更について (8)中京学院大学諸規程の変更について (9)平成25年度法人役員会の日程について (10)学校法人安達学園各学校の募集状況の推移について			
9	9	16:45～18:00	8	88.9	1					

学校法人安達学園は、理事会に次ぐ副次的審議機関として、理事職から構成される最高経営部会が運営されてきた。

しかし、本年度より理事会細則第13条に基づき、最高経営部会規程を改定し、名称および組織を改め、常任理事会として設置した。

常任理事会は、理事長をはじめとする常勤の理事職を兼務する各学校の組織長で構成している。その意思決定が各学校組織に関する経営運営に反映するものとなっている。

常任理事会は理事会から日常の管理運営に関して意思決定を迅速に図って運営を行うよう委嘱されている。

本会は毎月一回、定例開催されており、議事運営も同規程に則し、理事長が議長となり執り行われている。常任理事会で審議される事項は以下のとおりである。

- ・法人に所属する各学校の管理運営に関する一切の業務
- ・学校法人の経営方針及び戦略に関する事項
- ・学校法人の人事及び業務に関する重要事項
- ・その他理事会からの諮問に関する事項

平成24年度 常任理事会開催状況	
開催年月日	議案
開催時間	
平成24年4月20日	(1)常任理事会の運営について (2)今後の予算編成について (3)人事について (4)次回5月開催理事会議案について (5)看護学部留年者に関する授業料等の取り扱いについて (6)その他 1. 瑞浪キャンパスの行事について 2. 安達元成名誉学園長祝賀会について (7)連絡事項
10:00～12:00	
平成24年5月10日	(1)看護学部留年者に関する取扱について (2)5月25日開催理事会議案について (3)平成24年度 賞与支給方針について (4)安達元成名誉学園長の叙勲褒章祝賀会について (5)その他
15:30～17:00	
平成24年6月5日	(1)中津川キャンパス耐震改修工事に伴う施工業者選定について (2)高大連携について (3)その他について ・安達元成名誉学園長の叙勲褒章祝賀会招待者の決定について ・送迎車のコミタ利用について ・パワハラ委員会について ・特別補助金について
10:15～12:00	
平成24年7月20日	(1)人権委員会について (2)中京高等学校組織について (3)短期大学の活性化について (4)評議員の選任について (5)安達学園創立50周年記念事業について (6)その他について
10:05～12:25	
平成24年8月24日	(1)安達学園創立50周年事業について (2)人権委員会について (3)名誉学園長叙勲祝賀会について (4)9月度開催理事会について (5)その他
10:00～10:55	
平成24年10月31日	(1)平成25年度予算編成方針について (2)高等学校校務分掌組織図について (3)平成25年度人事関係について (4)人権委員会について (5)留学生学納金減免制度について (6)募集状況について (7)内部進学について
10:00～14:30	
平成24年11月28日	(1)平成24年12月21日理事会議案の確認について (2)平成24年度資格審査会の審査員の承認について (3)人権委員会について (4)その他
10:00～10:45	
平成24年12月12日	(1)平成24年12月度賞与の支給について (2)人事について (1)平成24年度職能資格制度2等級昇級 (2)平成25年度事務職員新規採用(案)及び専任職員登用(案) (3)事務組織図及び人員配置(案) (4)高等学校校務分掌及び人員配置(案) (3)短期大学部学則変更について (4)創立50周年記念事業(案)の変更点について (5)平成25年1月理事会開催について (6)規程の変更(園長任用規程) (7)その他
10:00～11:35	
平成25年1月16日	(1)人事について (1)平成25年度 事務組織図及び人員配置(案) (2)平成25年度 本部組織図及び人員配置(案) (3)平成25年度 高等学校校務分掌及び人員配置(案) (4)平成25年度 人事異動スケジュールについて(案) (2)その他
10:00～11:35	
平成25年2月27日	(1)平成24年度 補正予算について (2)平成25年度 予算案について (3)平成25年3月理事会議題について (4)高校の経営改革案について (5)その他
10:00～12:00	

さらに、理事会および常任理事会において審議され決定した業務の執行を担い、円滑な管理運営を図ることを目的とし、執行部会を組織化している。

執行部会は理事長、副理事長をはじめとする常任理事および常勤評議員ならびに学園が設置する各学校の長、学部長、事務長等の管理職から構成し、原則、毎月1回開催している。ここで審議される事項は、以下のとおり。

- ・常任理事会からの諮問事項に関すること
- ・常任理事会への提案事項に関すること
- ・学園各学校に共通する業務の連絡及び調整に関すること
- ・学園各学校の業務の創意改善に関すること
- ・学園各学校の予算・人事・研修に関すること
- ・この規定の改廃に関すること
- ・その他必要なこと

この執行部会において、理事会、学園本部事務局、大学及び大学の各部門との連携を図っている。

執行部会意思決定は、理事会において審議する事項を除いて、速やかに各学校の教学部門、事務部門に伝達され、事業が実施される仕組みとなっていることから、各部門間のコミュニケーションは適切に図られていると言える。

平成24年度 学園執行部会開催状況	
開催年月日	議案
平成24年4月20日 15:00～15:40	[1] 常任理事会の報告について（平成24年4月20日開催）[2] 理事会議案について [3] 今後の予算編成について [4] 瑞浪キャンパス13号館建て壊しについて [5] 50周年寄付金について [6] その他（1）今後の執行部会運営について（2）その他
平成24年8月24日 15:00～15:40	[1] 8月度常任理事会開催報告について（平成24年8月24日開催）[2] 各学校・部門からの報告について [3] 中京高校 通信制教育課程の変更に伴う学則変更について（報告） [4] 中京高校 平成24年度岐阜県私立学校教育振興費補助金《教育改革推進特別補助金（学校特色化推進事業）》事業計画承認に伴う補正予算について（審議） [5] 乗用車の業務利用に関する要綱(案)について（審議） [6] その他
平成24年10月31日 15:00～15:40	[1] 9月度臨時理事会開催報告について（平成24年9月28日開催）[2] 10月度常任理事会開催報告について [3] H25年度予算編成方針について [4] 各学校・部門からの報告について [5] その他
平成24年12月12日 15:00～15:40	[1] 12月度常任理事会開催報告について [2] 規程の変更(園長任用規程)について [3] H25年度人事配置(案)について [4] 学園功労者の推薦について [5] 人権委員会の報告について
平成25年2月27日 15:00～15:40	[1] 常任理事会開催報告について [2] 平成25年度予算案について [3] 理事会議題について [4] 就業規則第53条による表彰について [5] 創立50周年記念功労者表彰について [6] 事業計画および事業報告について [7] その他

### ・法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について

学校法人安達学園諸規程集に「監査規程」を定めている。安達学園には2名の監事が選任されており、学園全体の事業運営全般を監査することとしている。

学園の各事業は理事会により意思決定がなされ、各事業体によりその執行が行われるが、この監査規程により、各学校の事業を監事が監査する。

監事は、学園に設置された大学、短期大学部、高等学校、幼稚園に対して独立性を保持し、当年度は年初の監査計画に則り、各学校の金銭管理状況とおよび法人によるガバナンスの状況について監査業務を実施し、その職務を果たしている。

また、平成24年度より学園組織において、内部監査室を設置した。

この内部監査室は、監事の監査活動の実施スケジュール案を計画し、監査内容等の調整、結果報告書作成事務等を行い、監事の監査業務支援事務局としての位置づけを持っている。

このように監事は理事会の構成員として、学園及び大学の各部門の業務運営状況やガバナンス状況全般に側面的に関与し、法人の意思決定、執行状況を監督する機能と体制を整えている。

平成24年度の監事による監査実施状況は次の通りである。

平成24年度 監査実施状況(内部監査室)	
開催年月日	議案
開催時間	
平成24年4月19日 14:20～	場所: 本部理事長室 監査項目: 平成24年度の監査計画の立案
平成24年5月16日 10:00～	場所: 本部理事長室 監査項目: 平成23年度の計算書類等の検討
平成24年6月12日 14:00～	場所: 本部理事長室 監査項目: 瑞浪キャンパスの固定資産管理及び未収金管理状況の検討
平成24年7月20日 14:00～	場所: 中津川キャンパス 監査項目: ①固定資産の管理状況 ②図書館の管理状況 ③未収金の管理状況
平成24年8月10日 14:00～	場所: 本部理事長室 監査項目: ①科学研究費補助金の管理状況について ②入試広報部の活動状況(特に検定料及び授業料減免措置に与える影響について)
平成24年9月28日 14:00～	場所: 本部会議室 監査項目: 学園におけるリスクマネジメントの現状と今後の課題
平成24年10月31日 13:30～	場所: 中京高等学校 理事長室 監査項目: 中京高等学校におけるリスクマネジメントの現状と今後の課題
平成24年12月17日 14:30～	場所: 中京高等学校 理事長室 監査項目: 安達学園の基本金の実在性と残高の正確性について
平成25年2月27日 13:00～	場所: 本部理事長室 監査項目: 安達学園創立50周年寄附金の管理状況について
平成25年3月18日 15:00～	場所: 本部理事長室 監査項目: 平成24年度監事監査の総括と次年度の監査計画の立案

### ・リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について

学長は、教員および教学に関する各種委員会との連携を図り教授会の運営を行っている。大学の事業実施に際して、委員会だけでなく、教員のみならず事務職員をふくめた各員に諮問し、その答申について調整を図ったうえで教授会に諮ることとしており、リーダーシップととともにボトムアップのバランスに配慮した運営がなされており、適切であると考えている。

また、運営制度的にも学園諸規程にりん議規程が整備されており、起案事項は学長や学部長が受理のうえ検討がなされることもあり、ボトムアップとして吸い上げる仕組みも構築されている。

### **(1) 自己判定**

(1) 「項目 2-3 を満たしている。」もしくは「項目 2-3 を満たしていない。」

項目 2-3 を満たしている。

### **(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

常任理事会および学園執行部会の構成員に大学学長、学部長及び事務局長が含まれている。これは大学全体のコミュニケーションを活発化させ、効率的な大学運営を行うために重要なことと考える。また監事監査といったガバナンスを適正に保つ仕組みも制度として確立されており、本基準項目を満たしていると考えます。

## 2-4 業務執行体制の機能性

### 《2-4 の視点》

- ① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- ② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- ③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

### 現状

#### ・権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について

本学の教学部門と事務部門の組織編成は、学校法人安達学園組織、管理及び事務分掌規程に定められている。職員の配置は、本規程に基づき配置がなされ、業務遂行上果たすべき役割も明記されている。

各部門には、管理職が責任者として配置され、与えられた職責の元、業務執行を効率的かつ効果的に実行出来ている。

#### ・業務執行の管理体制の構築とその機能性について

組織、管理及び事務分掌規程により大学には、総務部、学生支援部、入試広報部、図書メディアセンター事務室が設置され、これら部門を事務局長が統括している。

教授会を初めてとする各種委員会等教学組織との連携については、各委員会に事務局職員を配置し、教授会には事務局各部長職が同席することとして、大学内の情報共有の仕組みが確立されている。

教学部門の諸決裁に関わる最高決裁権限者は学長であり、事務部門は事務局長となっている。なお、執行金額が50万円を上回る決裁事項については、理事長の決裁を要することとしており、業務執行の管理体制は概ね適切と考える。

#### ・職員の資質・能力向上の機会の用意について

職員の資質及び能力向上の機会として、学園本部人事部が企画する職員研修が年1回行われる。ここでは、事務職員に求められる学校関係法令知識、コンプライアンス等の課題や、会計事務の基礎的な知識等を学習し、初任者研修としては、建学の精神および学園の歴史と成り立ちを理解するプログラムも実施している。また、私立大学協会をはじめとする外部団体が行う研修への参加も各部門予算に組み込まれている。

職員が進んで職務遂行上有益と思われる資格取得を目指す際の経費支援制度が確立しており、職員の資質及び能力向上の機会は概ね用意されていると考える。

## (1) 自己判定

「項目 2-4 を満たしている。」もしくは「項目 2-4 を満たしていない。」

項目 2-4 を概ね満たしている。

## (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

業務執行体制の権限の分散については、現時点で業務上支障は無い。

予算制度の運用も適切かつ適正に機能しており、支出決済に伴う執行金額に関する決裁権限は明確に定められている。

また各部門の職務分担の主たる概要は組織規程に明示されている。

規程明示外の不定期かつイレギュラーな処理業務については、その権限は学長と事務局長に集約されており運営上問題はない。

職員の資質・能力向上のための環境整備もなされている。

以上から判断して、本基準項目を概ね満たしている。

## **[基準 2 の自己評価]**

本学は、公益性の高い教育機関としてコンプライアンスを念頭に、私学教育の独自性を果たすべく大学運営を行っている。

学校教育法等関係法令諸規則、大学設置基準、および学校法人会計基準に準拠し、法令を意識した適正な経営活動とともに、学士課程の質保証を目的とした教学運営に努めている。

本年度は、教学運営面では学長によるリーダーシップが発揮され、学部の教育体制の改革が始動した。学生の学修支援を主目的とし、本学部教育品質の保証に向けて各種の取り組みが展開された。

同時に経営運営面では、意思決定、執行、監査といった組織ガバナンスを機能させる仕組みも制度として確立している。

また、事務局を運営する職員の資質能力向上体制も概ね整備されており、能力向上機会は時間的・財政的に配慮されている。

## **改善・向上方策（将来計画）**

基準 I の改善方策として各管理運営機関および業務執行体制の機能化を図っていくうえでも、事務職員の人材としての資質能力の向上が欠かせない。

また学生がより高度の資格を修得していくように指導するためには、担当教員のみならず事務職員もそれに対応するために大学職員としてのスキルアップを継続的に努力し、自己研鑽する必要がある。

特に事務組織については、大学職員としての高度な専門業務知識を修得した人材を増やすことが課題である。

来期より、学士号を所持していない職員の本学部学士課程の科目履修等も検討している。

## Ⅱ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準)

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 大学が持っている資源の地域社会への提供と相互連携交流

##### 《A-1 の視点》

- ① 地域社会との相互の連携交流の積極的推進と、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

### 現状

- ・ 地域社会との相互の連携交流の積極的推進と、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

社会連携に関しては、公開講座に関する企画運営と広報の推進、総じて地域社会と大学の連携協力の在り方等が、昨年度(平成 23 年度)まで継続的に検討されてきたが、課題解決には至ってこなかった。

学長を中心とする大学経営学部の改革が平成 24 年度より本格化し、社会連携の在り方についても本年度において抜本的検討を行った。

特に本学部においては、これまで大学と地元との交流や連携がうまく機能してこなかった他、経営学部生の学外すなわち地元地域との接点と機会が希薄であるとの課題について再認識と共有化が図られた。また地元中津川市も大学を誘致した自治体として大学との官学連携意識があったため、学長と市長の間で改めて両者の関係が見直される機会を得た。

適宜打ち合わせがなされた結果、本年度終盤(平成 25 年 2 月 12 日)に地元の中津川市との地域連携協定を締結するに至った。

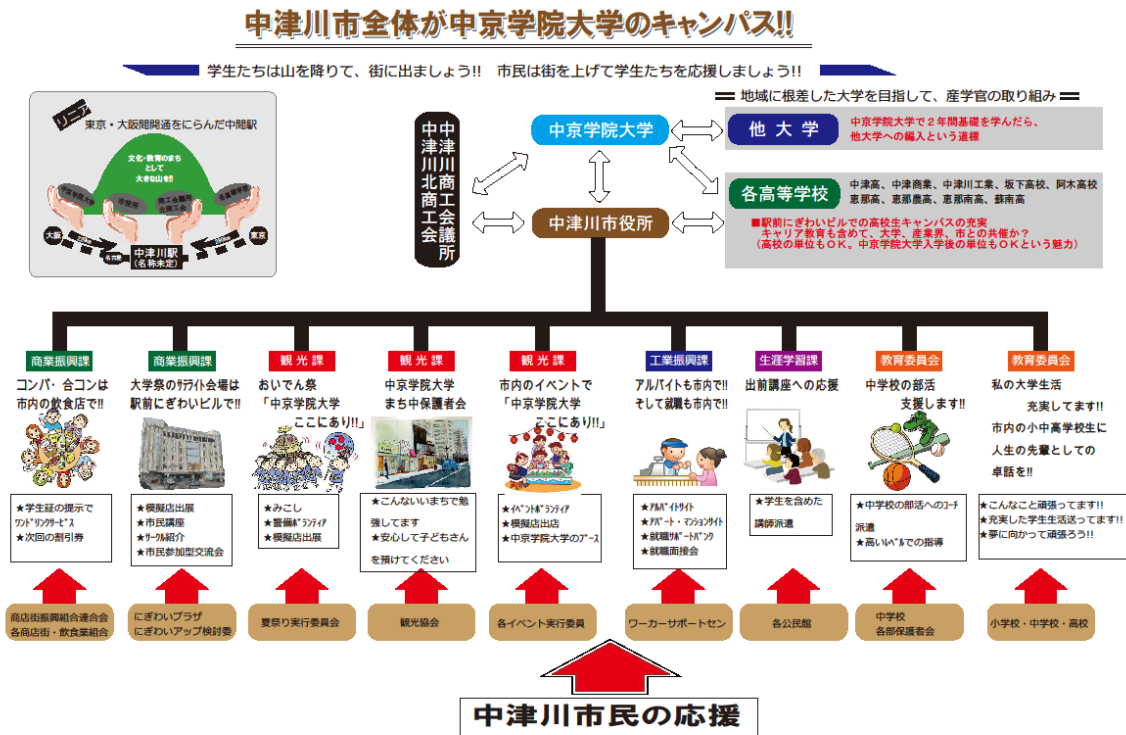
中津川市と本学とは、中津川市市制 60 周年、安達学園の創立 50 周年を共に記念するとともに、相互に連携、協力するため協定を締結した。中津川市と中京学院大学が包括的な連携のもとに、以下の事項について、産業、文化、教育等の分野で相互に協力し、地域の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的とした。

- (1) 地域活性化に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関すること。
- (3) 地域文化の振興に関すること。
- (4) 教育及び人材育成に関すること。
- (5) その他まちづくり全般に関する連携

中津川市からの提案により、地域に根差した大学を目指して産学官の取り組み「中津川市全体が中京学院大学のキャンパス」を掲げ、大学と中津川商工会議所、中津川北商

工会、中津川市役所、教育委員会、市内の各高等学校の相互連携のしくみ体制が前進した。

中津川市と本学との組織間連携体制については、具体的に調整が図られ、同市役所に同専門セクションを設置する等の予定となっている。



中津川市との協力体制は平成 25 年度より本格的に連携活動がなされる予定であり、本学も準備段階に入っている。

来年度春より、同中津川市と大学との定期打ち合わせも開催される予定である。

公開講座については、昨年度に引き続いた流れの中で実施している。

団体等からの依頼を受け、機動的に開催する講座形式をとっており、出向くことをしている。各教員からの事前の講座プログラムを公表し、実施する形を踏襲しており、地元中津川の広報や本学ホームページより情報を発信している。

また、地元の私立幼稚園に対して大学のリソースを提供し、パソコンを使った勉強の運営等は、平成 17 年度より継続しており、しっかりと継続定着している。

高大連携については、地域の中津高校 中津商業高校 中津川工業高校 坂下高校 阿木高校 恵那高校 恵那農業高校 と締結し高大連携プログラムのもとに展開している。プログラムは 5 月より 12 月の終了式まで全 20 回の開催として展開されている状況である。

平成 24 年度は、中津商業高校が岐阜県教育委員会より、職業教育研究開発校として

「飛び出せスーパー専門高校生推進事業」指定を受けたため、本学も地域連携の一環として、教員が同事業運営推進委員会所属委員となり、同校での授業の実施協力は、高大連携プログラムを利用して展開した。

また、図書メディアセンターにおいては、平成 24 年度に学外へ 823 冊の図書の貸し出しが行われており、学内外を問わず、本学資産提供を惜しまずに展開している。

大学間連携としては、ネットワークコンソーシアム岐阜に引き続き加盟しており、22 大学間の単位互換連携体制を整えている。

#### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」もしくは「基準項目 A-1 を満たしていない。」

中期的取組の初期段階として基準項目 A-1 を満たしていると判断する。

#### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の地域社会への参加と交流を活性化させ、同時に大学教職員と地域の教育研究を核とする連携が成立すれば地域と大学の共存共栄が果たせる。

前述のとおり、社会連携に関しては、公開講座に関する企画運営と広報の推進、総じて地域社会と大学の連携協力の在り方が、昨年度までの継続的課題であった。

個々の課題事象について、取組や方策を展開してきたつもりであったが、抜本的な改善と成果には至らなく腐心していた。

しかし、地元の中津川市との地域連携協定とその具体的な枠組みを整えたことは、これまでの課題解決の突破口として大きく前進出来る。

また、地域連携協定による協力体制から、企画内容の要請や広報の推進において、前進していく機会を得たと捉えている。

## 基準 B. 教授法の開発

### B-1 学生の学力向上を図る教授法の研究開発

#### 《B-1 の視点》

- ① 基礎学力向上プログラムの導入と実施
- ② 学生の学修に対する主体的言動変革を促す

#### 現状

- ・ 基礎学力向上プログラムの導入と実施
- ・ 学生の学修に対する主体的言動変革を促す

平成 23 年度の秋学期より、学長と教務関係教職員において、本学部教養教育の柱とする教育の協議と試験的实施がなされてきた。

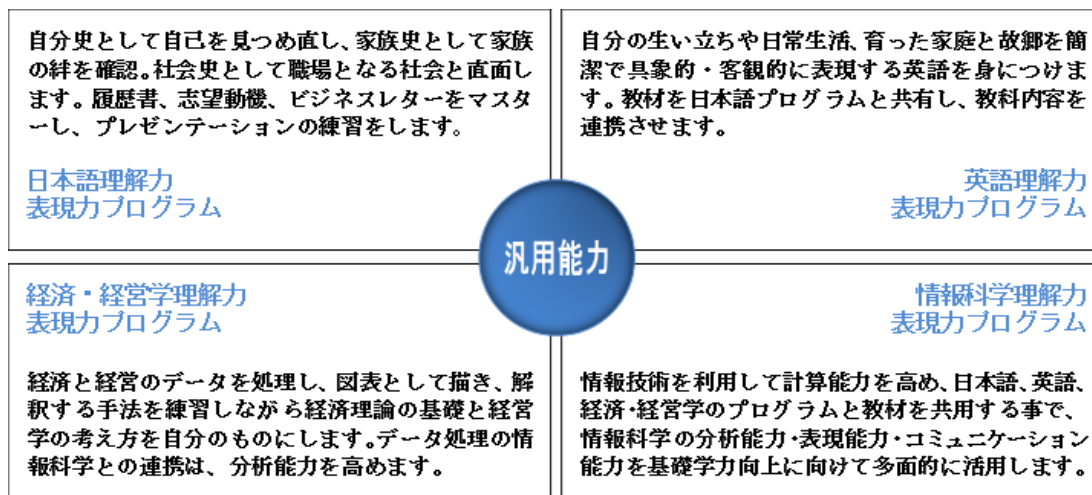
背景には、過去本学部で入学前教育の導入および実施が試みられたが、労多くして期待する効果が大きく表れなかった。

よって、入学前教育は一旦凍結し、本学部の正規課程内の教授科目において、体系的・汎用的な教授体制を具現化する方針に至った。

昨年後半より、本学経営学部の独自の基礎学力向上プログラムの開発を行い、一部試験的に開始を始めた。入学試験の英数国に対応するとともに情報科学分野を加えて初年次教育を体系化した。

本学部の「基礎学力向上プログラム」の構想概要は以下の通りである。全体が 4 つの部門に分かれており、その内容は、日本語系が「自分史・履歴書」「家族史・地域史」「ビジネス文書」「プレゼンテーション」からなっている。英語系は「英語で自分史・履歴書」「英語で家族史・地域史」「英語でビジネス文書」「英語でプレゼンテーション」。経済・経営系は「GDP で日本経済を学ぶ」「経営学で地域経済を学ぶ」「有価証券報告書で学ぶ企業戦略」「基礎経営学」。情報系は「情報分析 AB」「情報処理 AB」からなっている。

対象学年は原則として 1・2 年生であるが、日本語系科目に関して今年度は既に在籍している 3・4 年生も受講させることとした。



本プログラムの目的は上記の4分野に関する学生の基礎力を向上させることであるが、それだけではなく、一方通行の教場授業形式を取らないことで、学生自身の主体的取組を促進する狙いがある。

もって本学部の卒業生の人材保証を大学が積極的に果たすことを目的としたものである。

そのため、上記計16科目は事実上の必修科目としており、1・2年生の課程で修業を終えるプログラムである。

授業の実施形態は科目にもよるが、基本はゼミ形式に近いもので、1つの科目が複数コマ開講されている。教材について言えば、複数の教員がチームを作り、本学部の学生の学力に合わせて科目ごとに教材を作っている。

学生は、1年次の春学期から2年次の秋学期まで、2年間每学期4種類の本プログラム科目を受講し続けることになる。そして、本プログラムを継続して受講することにより、基礎学力が向上するように各教材に工夫が凝らしてある。

本プログラムは、本年度は実証試験段階であり、来年度より本格的に展開していく。内容と各教材については、PDCAサイクルによる品質向上循環により、恒常的に改善させていくものとしている。

#### (1) B-1の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」もしくは「基準項目 B-1 を満たしていない。」

中期的取組の初期導入段階として基準項目 B-1 を満たしていると判断する。

#### (2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本プログラムは「新しい教授法」の実践的開発をテーマとして、教員の委員会横断的なプロジェクトとして活動と導入が継続して行われた。

プログラムの教材は、本学部教員がチームを作り何度も話し合いの場を持った上で作成された本学部独自のものであり、そうしたプロセスの中で科目ごとに教授法を研究開発してきている。

これは教養教育分野の教育課程と教育内容を検討し、体系化したことは教養教育の体制整備化であると同時に、関わった教員は授業も直接担当しており、これらの教授法の実践と改善活動は学部をあげての実践的FDの展開であると考えている。



## 2-5 財務基盤と収支

### 《2-5の視点》

- ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

### 現状

- ・ 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- ・ 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

経営および財政の安定化を図るため、平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの中期経営計画を策定して今日に至っている。

この計画については、安定した財務基盤の確立を図るため、大学においては看護学部の新設をはじめ、学園全体では総額人件費の抑制、その他経費の削減等あらゆる側面から検討のうえ、財務を収支シュミレーションして作成を行っている。

平成20年度当時の決算において、消費支出超過額が1,015百万となっており、財務体質改善を図る必要性が喫急な課題となり、中期経営計画を立案した背景がある。

また、幼稚園、高校、短大、大学など学校別、かつ大学においてはキャンパス別に年次予算作成責任を分担化し、黒字化に向けた予算案の作成にあたった。

さらに確定した年次予算執行段階において予算執行責任者を選任することにより、それらを中心として、中期計画に沿った単年度事業計画・予算の策定を行い、収支バランスの強化を図った。

結果として、平成24年度の決算において、消費支出超過額が263百万となり、回復しつつある。

（平成20年度・24年度 消費収支計算書学園全体抜粋） （単位 百万）

収入の部	平成20年度	平成24年度
学生生徒納付金	1,829	2,129
手数料	46	51
寄付金	34	33
補助金	718	634
資産運用収入	21	22
不動産売却収入		5
事業収入	147	128
雑収入	199	114
帰属収入	2,998	3,120
基本金組入額	△404	△27

消費収入の部合計	2,593	3,093
----------	-------	-------

支出の部	平成20年度	平成24年度
人件費	1,976	1,804
教育研究経費	819	1,019
管理経費	469	479
資産処分差額	333	26
徴収不能引当金繰入額	1	3
徴収不能額	8	23
消費支出の部合計	3,609	3,357
当年度消費支出超過額	1,015	263

(1) 自己判定

「項目2-5を満たしている。」もしくは「項目2-5を満たしていない。」

満たしていない

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの中期経営計画を策定しており、平成20年度決算と対比すると、現時点で消費支出超過額が約752百万改善されている。

上記の表の通り、収入増の主な要因としては、看護学部設置に伴う学生生徒納付金の収入増加が図られたが、当初の支出予算額の予測より支出額が増加した。

この支出削減の主な要因としては、平成22年度に設置開設した看護学部完成年次に向けての教員採用配置に伴う人件費総額が負担となっている。

今後、これらの人件費の抑制策を検討する必要がある。

いずれにしても、経営上の目標としている消費収入超過にまで至っていないため、今後さらなる収入増、支出削減の強化を図り、収支バランスの確保に努めていく。

## 2-6 会計

### 《2-6 の視点》

- ① 会計処理の適正な実施
- ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### 現状

- ・ 会計処理の適正な実施
- ・ 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園は、学校法人安達学園諸規程集に経理規程、経理規程施行細則を定めており、これらは、省令である学校法人会計基準に基づき、具体的に策定がなされている。

会計業務の運営については、学園本部経理が各設置校全体を統括責任管理しており、各校事務局に経理処理専門担当を配置している。

尚、学園本部経理部は、経理処理業務の遂行にあたり、経理規程施行細則第2条に準拠し、毎年度経理処理基準綴を作成しており、会計基準に則した実務処理の要領詳細を定めている。

この経理処理基準綴は毎年度、改定を行い、合规に則った会計処理を徹底しており、学園各学校事務局および大学事務局においては、各キャンパス総務部に配置された経理専門担当に配布し、改定等の了以事項については指導を行っている。

経理部担当および関係部署の担当は文部学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に参加し、会計処理知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点が生じた場合、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士等に確認問合せを行い、指導・助言を受けることで適切な経理処理に努めている。

また、本学園は、外部公認会計士による会計監査を委託しており、公認会計士3名による年間累計時間数270時間の実務処理に係る監査を実施している。

実施時期は、概ね公認会計士月1回の監査をしており、年1回は監事との合同監査を受けている。

監事による内部監査規程に基づく、定期監査業務においても、経理業務および財務管理実態の側面から改善意見等の指導を受けており、公認会計士監査とともにチェック機能を果たす体制が構築されている。

#### (1) 自己判定

「項目2-6を満たしている。」もしくは「項目2-6を満たしていない。」

項目2-6を満たしている。

#### (2) 2-6の判定の理由（事実の説明及び自己評価）

私立学校法、私学振興助成法および学校法人会計基準を常に準拠し、規程に基づいた会計処理を行っており、会計処理の適正さを確保している。

経理担当者は、適宜経理関連業務に関する各種研修会に参加し、会計知識の向上に努めており、不明な点等についても随時事業団や公認会計士等に問合せ指導・助言を受けている。

また、上述のとおり、公認会計士3名による監査を年間270時間実施しており、帳簿・証憑突合・実査等、概ね月1回の監査をしており、会計処理の細部にわたり指導を受け、処理の適正さを担保するよう努めている。

監事との合同監査を受けており、厳格な会計監査体制が図られているといえる。